

電気料金の経過措置規制を解除することが適切か否かについては、供給区域ごとに、どのような事項を考慮する必要があるか御議論をいただきたい。以下は考えられる事項の例示。

例示	詳細
消費者等の意識	<ul style="list-style-type: none">● 電気のスイッチングについて、消費者等がどの程度の意識を持つか。<ul style="list-style-type: none">➢ 認識可能な事業者数、スイッチングによる満足度、スイッチング実施・非実施の理由、スイッチングによる価格変化等の予測可能性、規制料金から自由料金へのスイッチング状況
競争圧力の程度	<ul style="list-style-type: none">● 低圧事業において旧一般電気事業者に対する競争圧力が十分に存在するか。<ul style="list-style-type: none">➢ 当該供給区域の旧一般電気事業者の市場における地位➢ （取引所での調達を含め）十分な供給余力を有する有力競争者の存在➢ 他の供給区域の旧一般電気事業者が当該供給区域に参入する可能性の程度➢ その他（都市ガス事業又はLPガス事業からの競争圧力の程度 等）
競争の持続的確保	<ul style="list-style-type: none">● スwitchングを促進する上での競争基盤は十分に構築されているか。<ul style="list-style-type: none">➢ 送配電の分離による中立化● 競争的環境は継続的に確保されるか。 （例）不公正取引の状況、市場構造等